

☆ノー・ニュークス通信☆ 2016年6月17日



7/13(水) 傍聴参加事前登録のお知らせ

### 原発メーカー訴訟原告のみなさま

原発メーカー訴訟の判決は、7月13日午後4時に予定されています。

傍聴参加希望の方は、同封のハガキにお名前と封筒のお名前の下にある原告番号を書いてお申し込みください。事前に申込みした原告は、原告席（事前傍聴券）が確保され、当日傍聴整理券配布（抽選）の列に並ぶ必要はありません。

6月24日までにアーライツ法律事務所に同封のハガキが届くように投函していただけますようお願いいたします。6月24日以降の到着も受け付けますが、集計の都合上、早めのご連絡をお願いします。当日の参加も歓迎いたしますが、傍聴整理券配布（抽選）の列にお並びいただくようになる場合もあります。

### 7月13日(水)の予定

午後3:00～3:30： 地裁入り口にて事前傍聴券配布

午後4:00～： 東京地裁103号法廷

午後5:00～： 報告集会・控訴審決起集会（弁護士会館1006号室 地裁裏）

3月23日の第4回口頭弁論において、突然朝倉裁判長から「弁論の終結」の言い渡しがあり、判決の日を迎えます。どちらが勝（敗）訴するにせよ、判決後は高裁に控訴することになります。

原賠法が定める責任集中主義の是非を問うこの訴訟は、社会的に大きい意義があり、法廷での議論は世界中の人々が注視しています。そして、私たちはまだその主張立証を十分に尽くしていません。控訴審において、私たちは第一審で提出した訴状及び第1～第6準備書面でより詳しく主張した内容を基礎に、原賠法の立法事実が変遷した事、及び適用違憲の詳細な主張立証を予定し、憲法と民法の研究者の意見書を準備すると共に、元原子炉設計者による「原発の欠陥」についての意見書を用意し、証人として尋問に臨む予定です。

ぜひ、傍聴席を一杯にして頑張りましょう！

### 忌避審の現状について

忌避申立てについては、

平成28年4月21日、東京地裁民事37部において却下の決定がなされたため、

東京高裁に即時抗告しましたが、同抗告は、平成28年6月13日東京高裁第11民事部において棄却されました。

弁護団は最高裁に対し、特別上告を行います。

（弁護団事務局寺田伸子弁護士）